

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
													団体名
65	B	地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。	財政支援に関して、対象要件を緩和することにより、自治体の積極的かつ円滑で迅速な回収・処理につながる。	災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)	環境省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	別紙あり	北海道、八戸市、大船渡市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県	○当団体内においても、平成28年度の台風等による被害により大量の漂着物が発生したが、提案にあるとおり、災害対策補助金には、対象要件が高く設定されており、海岸保全施設及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもののみが補助対象となっているため、補助対象とならない区域が存在することにより地方負担が発生し、漂着ごみの処理に苦慮した事例がみられる。流木等のごみの多量漂着により、日常生活や経済活動に甚大かつ深刻な影響を生じていることから、これらの処理を迅速に進めることが必要であり、台風等により海岸に漂着したごみの処理について、災害関連の補助対象区域の拡大など、制度の拡充を図ることを要する。 ○当市においても豪雨等の災害時に発生する漂着ごみについては、市内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の管理者(市及び県)が回収・処理を適宜行っている。災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の各種補助金があるものの、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 ○海岸漂着物については、国と県の補助金により重点区域の回収処理を行っている。昨年度は9月の台風による海ごみの大量発生により、765,720円の増額の変更契約を行い処分を行った。しかし、想定外の大きな支出によりそれ以降の回収作業が出来なかった。環境省の災害対策補助金要件の1,000m3には及ばず活用出来なかったが、要件が緩和されれば沿岸施設の台風被害は災害対策補助金で対応できたのではないかと考えられる。 ○当県においても豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県が回収・処理した事例がある。そのため、今後も豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県等が回収・処理することが考えられ、財政支援に関して、対象要件の緩和は必要であると考える。
210	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に基づく飼養の許可する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号)に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可(同法第9条第1項)を得たものとみなす。	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に基づく飼養の許可する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号)内では10頭以上の犬を収容する場合に、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。 もともと、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。 このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、非効率的な結果となっている。	行政側の事務負担の軽減及び事務運用の効率化 申請者側の手続負担の軽減	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	厚生労働省、環境省	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横浜直市、藤沢市、大塚市	青森県、福島県、川口市、豊橋市、八尾市、高松市、大牟田市、熊本市、宮崎県	○動物の愛護及び管理に関する法律に化製場等に関する法律の内容を盛り込んだ形の整備を行えば、第一種・第二種動物取扱業の登録を得た者について、化製場等に関する法律に基づく飼養許可を得たものとみなすことは可能であり、申請者、行政の両者の事務負担等も軽減され、効率化を図れることから見直すべきと考える。 ○平成30年度の同様支障事例で許可した件数は6件であった。 ○当市では、動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務と化製場等に関する法律に関する事務を所管する部署が異なり、かつ、これらの部署の窓口(事務所の場所)が離れていることから、このような規制緩和がなされることにより、申請者の負担や事務処理の負担が大幅に軽減されることを期待する。 ○化製場等に関する法律と動物愛護管理法とを確認しつつ、それぞれの法に基づく手続の要件を判断せざるを得ない状況にあるため、業務が非常に煩雑となっている。 ○提案市と同様、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録と化製場の飼養許可と二つの審査が必要となるケースがあり、行政側も申請者側も事務手続負担となっている。動物取扱業登録があれば、一定の衛生管理を満たして化製場法の動物飼養許可の要件を満たしていると判断できる。	
245	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務局長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務局長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務局長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、広域環境保全などの政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域全体の補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より開かれた施策等を実施することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	国立公園の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等については、開発と保護のチェック&バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。 特に、商業施設の開設規制を緩めようとしており、観光行政を担う地方公共団体が処理することにより、迅速、かつ、保護と利用のバランスを考慮した効率的・効果的な対応が可能となる。 なお、許認可事務の執行については、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を促すものではない。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合	別紙あり	—	—
246	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用を促める価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシアティブが発揮しにくい。 また、過去にも軽微な計画変更により2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することによりはなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域全体の補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨る国立公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国立公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合	別紙あり	—	—

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
261	A	権限移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の指定・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が確保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全幹による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1項	環境省	関西広域連合		